

平成25年度人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況 (H25.4.1~H26.3.31)

職 種	男 女 別		男性 (人)	女性 (人)
一般行政職	事 務 職		3	0
	技 術 職		0	0
	教 育 職		0	2
技能労務職			0	0
計			3	2

(2) 退職の状況 (H25.4.1~H26.3.31)

区 分	定年退職 (人)	勸奨退職 (人)	そ の 他 (人)				
			普通 退職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職
一般行政職	1	3	1				
技能労務職							
計	1	3	1				

(3) 職員数に関する状況 (各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数 (人)		対前年増減数 (人)
		平成24年	平成25年	
一 般 行 政 職	議 会	2	2	1
	総 務	18	18	
	税 務	10	11	
	農林水産	2	2	
	土 木	6	6	
	民 生	23	23	
	衛 生	25	25	
計		86	87	1
教 育		29	29	
普通会計 計		115	116	1
公 営 企 業 等	水道事業	7	7	
	下 水 道	5	5	
	そ の 他	4	4	
	計	16	16	
合 計		131	132	1

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計分、決算見込み）

区 分	人口（人）	歳出総額A（千円）	人件費 B（千円）	人件費率 B/A（%）
平成 25 年度	22,577	6,399,982	845,290	13.2

注) 1 「人件費」には特別職に支給される給与・報酬などを含みます。

2 人口は、平成 26 年 3 月 31 日現在です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A （人）	給与費（千円）			1人当たり給与費 B/A（千円）
		給 料	諸手当	計 B	
平成 25 年度	118	410,376	305,324	715,700	6,065

注) 1 諸手当には退職手当を含みます。

2 給与費は当初予算額です。

(3) 職員手当の状況（平成 25 年 12 月 1 日現在）

区 分	支 給 金 額 等			
期 末 手 当 勤 勉 手 当	支 給 月	期 末 手 当	勤 勉 手 当	合 計
	6 月 期	1.225 月 分	0.675 月 分	1.9 月 分
	12 月 期	1.375 月 分	0.675 月 分	2.05 月 分
退 職 手 当	勤 務 年 数	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年 退 職	
	20 年	23.03 月 分	28.7875 月 分	
	25 年	32.83 月 分	38.955 月 分	
	35 年	46.55 月 分	55.86 月 分	
	最 高 限 度	55.86 月 分	55.86 月 分	
扶 養 手 当	配 偶 者	月 額 13,000 円		
	扶 養 親 族 1 人 に つ き	月 額 6,500 円		
	特 定 期 間 の 扶 養 親 族 た る 子 1 人 に つ き	月 額 5,000 円		
住 居 手 当	借 家 月 額 27,000 円 を 限 度 に 支 給			
通 勤 手 当	通 勤 距 離 が 2 km 以 上 の 場 合 に 限 る ・ 自 家 用 車 等 を 使 用 の 場 合 距 離 に 応 じ 2,000 円 ～ 20,900 円 ・ 交 通 機 関 等 を 利 用 の 場 合 最 高 50,000 円			
管 理 職 手 当	管 理 又 は 監 督 の 地 位 に あ る 職 員 に 支 給 給 料 月 額 の 5% ～ 8%			
特 殊 勤 務 手 当	著 し く 危 険 、 不 快 、 不 健 康 又 は 困 難 な 勤 務 そ の 他 特 殊 な 勤 務 の 場 合 に 支 給 （ 手 当 の 種 類 4 種 類 ）			

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均給料月額（円）	平均給与月額（円）	平均年齢（歳）
行 政 職	289,800	320,193	39 歳 4 月
技 能 労 務 職	329,615	376,803	45 歳 1 月

(5) 職員の初任給の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		初 任 給 (円)
一般行政職	高 校 卒	140,100
	短 大 卒	149,800
	大 学 卒	172,200

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	262,900	307,100	340,600
	高校卒	該当なし	該当なし	303,900

(7) 特別職の報酬等の状況 (平成 25 年 12 月 1 日現在)

区 分	給料・報酬月額 (円)	期末手当の支給割合
町 長	716,100	6 月期 1.4 月 1 2 月期 1.55 月 計 2.95 月
副 町 長	585,200	
教 育 長	541,400	
議 長	330,900	
副 議 長	275,800	
議 員	220,600	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (標準的なもの)

1 週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 休暇等

区 分	内 容
年次有給休暇	○1 暦年ごとに 20 日とし、20 日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。
病 気 休 暇	○負傷又は疾病のため療養を要する場合、必要と認められる期間
特 別 休 暇 (主なもの)	○夏期休暇 5 日 ○分べん 分べんの予定日前 8 週間目に当たる日から分娩の日の後 8 週間目に当たる日まで ○忌引 配偶者=10 日、父母=7 日、子=5 日、祖父母=3 日、その他=規則に定める期間
介 護 休 暇	○配偶者、父母、子、配偶者の父母などで負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する 2 週間以上 6 ヶ月以下で必要な期間
育 児 休 業	○子が 3 歳に達する日までの期間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

区分	内 容	平成 25 年度の状況
分限	分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障あり、又はこれに堪えない場合、その職に必要な適格性を欠く場合、廃職又は過員を生じた場合に、任命権者の権限で、降任、免職、休職、降給させることができるものです。	休職 0 人 (地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号) 適用
懲戒	懲戒処分とは、法律、条例、規則又は規程に違反した場合、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に戒告、減給、停職又は免職となるものです。	いずれの処分もありません。

5 職員のサービスの状況

地方公務員法 30 条の規定により、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

また、職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており、営利企業等への従事も制限されています。

平成 25 年度サービス義務違反により処罰された事件はありませんでした。

6 職員の研修及び勤務評定の状況

(1) 研修機関等における研修の状況 (H25. 4. 1～H26. 3. 31)

研修名	研修回数	参加者数	修了者数
新規採用職員研修	2	6	6
階層別職員研修	5	11	11
能力開発・向上研修	9	9	9

(2) 勤務評定の状況 (H25. 4. 1～H26. 3. 31)

自己啓発を主な目的として活用している。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制の状況

労働安全衛生法等に基づき、職員の安全衛生管理組織を設置、健康管理の徹底及び快適な職場環境の形成を図っています。

委員会名	設置数
北島町労働安全衛生委員会	1

(2) 職員の健康診断の状況 (平成 25 年度)

労働安全衛生法等に基づき、職員の疾病予防、健康障害の早期発見を図るため、定期健康診断等を実施した。

区 分	受診者数 (人)
定期健康診断	83
人間ドック	57

(3) 健康推進事業の状況

- ・健康相談
- ・健康管理啓発事業

(4) 福利厚生 of 状況

事業団体	内 容
市町村職員共済組合	短期給付及び長期給付等に関する事業を行っています。民間事業者に例えると、社会保険及び厚生年金等に相当します。
市町村職員互助会	共済組合事業を補完するもので、各種保険事業等を行っています。

(5) 共同互助会の状況 (平成 25 年度)

会員数 (人)	会員掛金 (円) A	補助金 (円) B	A : B
132	1,430,525	1,282,597	1 : 0.9

(6) 公務災害補償の状況

事業団体	内 容
地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を、公務災害といい、公務員災害補償法に基づく療養を受けます。

(7) 公務災害等の発生状況

平成 25 年度 3 件

(8) 利益の保護の状況

1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 25 年度該当なし

2) 不利益処分に関する不服申立の状況

平成 25 年度該当なし